

東京大学キャンパス計画室規則

平成 16 年 4 月 1 日

総 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京大学基本組織規則第 18 条に規定する室として置かれる東京大学キャンパス計画室（以下「計画室」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 計画室は、総長、理事又は副学長の統括のもとに、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) キャンパスにおける利用計画に関する事項の審議
- (2) キャンパス計画要綱に関する事項の審議
- (3) 施設等の点検・評価に関する事項の審議
- (4) 文化財として価値を有する建造物の選定に関する事項の審議
- (5) その他キャンパス計画及び整備計画に関する重要事項の審議

(組織)

第 3 条 計画室は、室長、副室長及び室員をもって組織する。

(室長及び副室長)

第 4 条 室長は、理事（副学長）又は理事（副学長）が推薦した本学の教員のうちから総長が指名する。

- 2 室長は、計画室会議を招集し、その議長となる。
- 3 副室長は、室員のうちから室長が指名する。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(室員等)

第 5 条 室員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 室長が必要と認めた本学の教授又は准教授
 - (2) 施設部長
 - (3) その他総長が必要と認めた本学の教職員
- 2 前項第 1 号の室員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 室長は、第 1 項の室員のほか、計画室に係る特定の任務に当たらせるため必要があると認めるときは、本学の教職員のうちから指名した者を、任期を定めて計画室に参画させることができる。

(室員以外の出席)

第 6 条 室長は必要があると認めるときは、計画室会議に関係者を出席させ意見を聴取することができる。

(部会等)

第7条 計画室に、特定の事項を審議させるため、部会等を置くことができる。

(庶務)

第8条 計画室の庶務は、本部施設企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、計画室の運営に関し必要な事項は、計画室の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年5月14日から施行し、改正後の東京大学キャンパス計画室規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

2 この規則の施行後最初に任命される第5条第1項第1号の室員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。